

第 1 1 3 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

開催日時	平成30年2月7日（水）午前9時30分から午前11時15分まで	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第22会議室	
議案	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）奈良市公共下水道の変更（案）について（市決定）	
出席者	委員	朝廣委員、伊藤（忠通）委員、伊藤（剛）委員、魚谷委員、大窪委員、川村委員、佐藤委員、下村委員、杉江委員、前迫委員、松村委員（代理出席伴氏）、山本（憲宥）委員、山本（直子）委員【計13人出席】（井上委員、今井委員、増井委員、松石委員は欠席）
	事務局	津山副市長、岡本都市整備部長、宮本都市整備部次長、京谷都市整備部参事、藤原都市計画課長、生田都市計画課長補佐、小林都市計画課長補佐、池田公営企業管理者、阪上管理部長、多田下水道計画管理課長、新居下水道計画管理課長補佐 他【計15人出席】
開催形態	公開（傍聴人0人、報道関係者0人）	
決定事項	議案は原案どおり可決された。	
担当課	都市整備部都市計画課	

開 会

事務局 定刻になりましたので、ただいまから、第113回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。

私は、本日、進行役を務めさせていただきます都市計画課長補佐の生田でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、本日、お忙しいところご出席を賜りありがとうございます。また、日頃、奈良市政にご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。議事進行に先立ちまして、副市長の津山よりご挨拶申し上げます。

津山副市長 おはようございます。

ただいま司会からもございましたように、本日、当審議会にあたりまして、お忙しい中お集まりいただきましたこと本当に感謝申し上げます。加えて平素より私たちのまちづくりに対してご意見、ご指導賜っておりますことに重ねて感謝を申し上げます。

当市では昨日から珠光茶会が始まりました。また明日からは奈良瑠璃絵が開催されることとなります。これから春の訪れとなりますお水取りまで多くの方をお迎えすることとなります。そういう方に対してより丁寧なサービスを進めてまいりますとともに、道路そして駅周辺の施設整備についても併せて進めてまいりたいとも思っております。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の案件でございますけれども、大和都市計画奈良市公共下水道の変更（案）についてでございます。奈良市の公共下水道整備につきましては、昭和26年に旧市街地を中心とした約605haについて認可を受け、事業を始めたところでございます。以来、順次事業の推進に伴いまして区域拡大を行ってきているところでございます。今回、一部処理区域の変更が生じたので、公共下水道の変更（案）ということでご審議いただくべくお集まりいただいたところでございます。

委員の皆様方には、活発なご意見を賜りますとともに、今後ともより一層のご指導をお願い申し上げて、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

まず、資料の確認をさせていただきます。お手元には、次第A4サイズ1枚、審議会委員の名簿A4サイズ1枚、本日の座席表A4サイズ1枚、本日の審議案件であります「奈良市公共下水道の変更（案）について」A3サイズ1冊でございます。資料は、おそろいでしょうか？

続きまして、事務局の出席者につきましてはお手元の座席表のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、第113回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。

伊藤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長

ただ今から、第113回奈良国際文化観光都市建設審議会を開催いたします。委員の皆様方、本日は、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入ります前に、委員の出席状況について事務局から報告願います。

事務局

ご報告申し上げます。

まず、初めに大西委員におかれましては、一身上の都合により委員を辞任したい旨の辞任届が11月16日付けで提出され受理いたしております。次に、井上委員・今井委員・増井委員・松石委員の4名の方につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。したがって、現在の当審議会委員総数17名のところ、本日出席いただいております委員数は、13名でございます。

会長

ただいまの報告により、出席委員が半数を上回っておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定により、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

本日の傍聴希望者の状況と報道関係者の写真撮影の取材希望について、事務局から報告願います。

事務局

本日の傍聴希望者はおられませんので、伊藤会長、議事の進行をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入らせていただきます。

委員の皆様方には、限られた時間ではございますが、ご審議をお願いいたします。審議会の終了時刻は、午前11時を予定しております。

まず、「大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）奈良市公共下水道の変更（案）（市決定）」についてご審議いただき賛否を取りたいと思います。

それでは、下水道計画管理課から説明願います。

議事の内容

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）奈良市公共下水道の変更（案）について（市決定）

議案については原案どおり可決された。

〔質疑・意見の要旨〕

事務局 企業局下水道計画管理課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、奈良市公共下水道の変更案について、説明させていただきます。お手元の議案書と、計画図をご覧くださいながら説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、議案の説明に入る前に、下水道の種類、奈良市の下水道事業の概要と、下水道の都市計画における位置づけの3点について説明させていただきます。

1点目の下水道の種類でございますが、下水道は「流域下水道」と「公共下水道」がございます。「流域下水道」は、複数の市町村の汚水を処理するもので、処理場や幹線管渠を奈良県が整備し管理する下水道でございます。また、「公共下水道」につきましては、奈良県の下水処理場で処理するために流域下水道幹線に接続する「流域関連公共下水道」と、奈良市の下水処理場で処理する「単独公共下水道」があります。この流域関連公共下水道、単独公共下水道につきましては、全て奈良市において整備、管理する下水道でございます。

2点目の奈良市の下水道事業についてですが、単独公共下水道といたしましては、市が下水処理場を有する青山、平城、佐保台、月ヶ瀬の4箇所の処理区と、流域関連公共下水道としまして、大和川上流・宇陀川流域下水道の第1処理区において下水道事業を行っております。

3点目の下水道の都市計画における位置づけですが、下水道は都市計画法で定められた都市施設であり、処理場や管渠等の種類、名称、位置、排水区域を都市計画で定めることとされています。下水道事業は都市計画事業であるため、都市計画法による事業認可を受ける必要があります。奈良市の流域関連公共下水道事業については、都市計画法による事業認可期間が平成30年3月31日までとなります。今年度中に期間の延伸と処理区域の拡大を行う必要があります、事前に都市計画の変更を行うこととなりました。

処理区域の拡大のために当審議会に議案をはかりご審議いただきたいと思ひます。

それでは、「大和都市計画下水道の変更（案）奈良市公共下水道の変更（案）市決定」についてご説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをご覧ください。

青色の鎖線で囲まれた区域が下水道の全体計画区域、緑色で囲まれた区域が現在の処理区域であります。少々見づらい箇所もあるかと思ひますので本日配布いたしましたA1サイズの図面を合わせて見て頂くと分かりやすいかと思ひます。

A1の図面で茶色の破線で囲まれた区域が全体計画区域で、着色されている区域が現在の処理区域です。着色されている処理区域については今後7年間で整備予定がある区域です。茶色の破線の全体計画区域は今後7年間で整備予定はありませんが、将来的には整備を予定している区域となります。

大和川流域においては、奈良県の流域下水道である大和川上流・宇陀川流域下水道の関連公共下水道として、約6,234haについて都市計画を決定し、整備を進めています。

また、木津川流域においては、奈良市の単独公共下水道として、平城処理区約311ha、佐保台処理区約74ha及び青山処理区約85haについて都市計画を決定し、整備を進めています。

今回、この処理区域の拡大を行う必要があるため、都市計画の変更を行うものです。赤色で示された区域が今回拡大する区域、数字は図面番号です。

次に、変更理由について説明させていただきます。

お手元の資料の2ページをごらんください。

まず、処理区域の拡大を行う理由について説明させていただきます。

理由といたしましては、生活環境の整備向上及び公共用水域の水質保全に資するため、市街化調整区域であっても家が建ち並んでいる集落は既に処理区域に編入し、整備を進めており、処理区域周辺において利用が始まった土地についても整備していくため。また、一部の市街化区域についても、処理区域に編入し、水質を保全する必要があるためです。以上の理由から、処理区域の拡大を行います。

続きまして、変更内容について説明させていただきます。

拡大する区域について説明させていただきます。

処理区域周辺において土地利用が始まった区域として、29カ所、合計5,67haの区域です。区域の場所は、お手元の資料3ページにあります図面番号1から14と、4ページにあります図面番号15から29でございます。それぞれの議案書では拡大箇所の詳細がわかりづらい部分もあると思ひますので、本日配付いたしましたA1の大判の図面と

縮尺 2, 500分の1の計画図に表示しております。

今回見直しをかけた29カ所については、下水道法第24条に基づく制限行為許可により接続するケースとなっております。下水道法第24条の制限行為というのは、下水道の処理区域外ではありますが、処理区域に隣接して土地利用している建物の汚水排水を「区域外流入」という扱いで、本来は下水道に接続できない処理区域外からの流入を暫定的に許可することとなっております。下水の流入を見込んでいない区域からの流入ですので、接続するに当たって流末の下水処理場を管理する奈良県と協議し、計画処理能力や既存の公共下水道管の流下能力に余裕があるか等の検討をした上で、接続の許可をしております。下水道への接続費用は申請者による自己負担で、接続すれば使用料金をいただいております。

それでは、処理区域の拡大をする29カ所の詳細についてご説明いたします。

まず、図面番号1から順番にご説明させていただきます。用途は資材置き場で、足洗い場の排水のため、前面道路の下水道管に接続をしております。

図面番号2、用途は資材置き場で、足洗い場の排水のため前面道路の下水道管に接続しております。

続きまして、図面番号3ですが、用途は農家住宅で、住宅新築による生活排水のため、前面道路の下水道管に接続しております。

続きまして、図面番号4、用途は、戸建て住宅で、既存家屋の浄化槽からの切りかえのため、前面道路の下水道管に接続しております。

続きまして、図面番号5、用途は特別養護老人ホームで、もともと下水道に接続していた老人ホームが開発に伴う増築工事により排水面積がふえたため、増築建物の排水を下水道管に接続しております。

続きまして、図面番号6番です。用途はヒラタケ栽培施設で、開発に伴い新設した栽培施設に従業員用トイレを設置するため、前面道路の下水道管に接続しております。

図面番号7番、用途は墓地で、墓地利用者用のトイレを設置するため、下水道管に接続しております。

図面番号8、用途は特別養護老人ホームで、開発により新築した老人ホームの排水のため、下水道へ接続しております。

図面番号9、用途は社会福祉施設で、開発により新築した社会福祉施設の排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号10、用途は老人デイサービスセンターで、開発により新築したデイサービス施設の排水のため、前面道路の下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号11ですが、これは先ほどの7ページ目に、左

上のほうに小さく（11）となっているんですが、上に書いているのが計画図（7、11、13、26）となっております。図面番号11ですけれども、用途は神社で、神社参拝者用のトイレを設置するために前面道路の下水道管に接続しております。

続きまして、図面番号12、用途は戸建て住宅で、住宅新築による生活排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号13ですけれども、これは7枚目の計画図になります。計画図（7、11、13、26）となっております。13の箇所は、用途は戸建て住宅で、住宅新築による生活排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号14ですけれども、図面番号でいきますと10枚目の計画図になります。上のタイトルが10と14になります。真ん中のやや右下あたりになります。用途は医療福祉複合施設で、開発により新築された医療福祉複合施設の排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号15で、これでいくと12枚目に当たります。上の真ん中に、計画図15というタイトルになっております。ここは、用途は介護老人保健施設で、もともと下水道に接続していた施設が開発により増築され、新築された部分の排水のために下水道に接続しております。

続きまして、図面番号16ですけれども、枚数でいくと4枚目のページになります。図面の位置でいきますと右側のあたりになります。用途は公衆トイレで、観光トイレ設置のため、前面道路の下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号17ですけれども、この詳細の資料から5枚目の図面になりまして、図面タイトルが（計画図17、18、28）のページになります。図面番号17番につきましては、用途はバス操車場で、従業員用トイレの設置のために前面道路の下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号18は同じページであります。同じページの左端になりますが、用途は農家住宅で、住宅新築による生活排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号19ですけれども、枚数でいうと4枚目の図面になります。上のタイトルが計画図（4、16、19）となっております。図面の中の左のほうですね。19番と記しております。ここですけれども、用途は農家住宅で、住宅新築による生活排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号20番ですけれども、枚数でいきますと9枚目の図面になります。上のタイトルが計画図（9、20）というタイトルとなっております。同じ場所の図面の左側に（20）という三角地があり

ますが、この用途はコンビニエンスストアで、開発により新築されたコンビニエンスストアの排水のために下水道へ接続されております。

続きまして、図面番号21ですけれども、後ろから4枚目の計画図（21、29）というタイトルの図面になっております。図面番号21、用途は介護つき有料老人ホームで、開発により新築された老人ホームの排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号22ですけれども、1ページめくっていただいて、計画図（22）というタイトルの図面になります。用途は火葬場で、東山霊園のトイレの水洗化のために前面道路の下水道管へ接続しております。

続きまして、1ページめくっていただきまして、図面番号23ですけれども、この用途はコンビニエンスストアで、開発により新築されたコンビニエンスストアの排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号24ですけれども、最後のページになりますが、真ん中の中央の小さいエリアになりますが、用途は集会所で、赤膚町集会所の排水のために前面道路の下水道管へ接続しております。

続きまして、図面番号25になりますが、最初のページに戻っていただきまして、計画図（1、25）というタイトルの図面になります。その左側のほうになります。用途は戸建て住宅で、住宅新築による生活排水のために下水道へ接続しております。

続きまして、図面番号26ですけれども、ページ数としましては7枚目の計画図（7、11、13、26）というタイトルの図面です。これの中央下側になります。用途は事務所で、宮内庁の事務所の排水のために前面道路の下水道へ接続する計画です。まだ事務所が建築されておらず接続しておりませんが、これから工事する予定で、下水道法24条の制限行為許可が済んでおります。

続きまして、27番ですけれども、図面でいいますと3枚目の計画図（3、27）という図面になります。その中央やや下あたりになりますが、用途は住宅で、住宅新築による生活排水のために前面道路の下水道へ接続しております。

続きまして、28番ですが、図面でいきますと後ろから5枚目の図面になりまして、計画図が（17、18、28）というタイトルの図面になります。図面の右下あたりになります。用途は資材置き場で、従業員用トイレの設置のために前面道路の下水道へ接続する計画です。まだ従業員用トイレが設置されておらず接続しておりませんが、これから工事する予定で、下水道法24条の制限行為許可が済んでおります。

最後になりますが、29番目になりますが、1ページめくっていただいて、計画図（21、29）のタイトルの図面の中央部になりますが、この箇所は用途は保育園で、開発により新築される保育園の排水のた

めに前面道路の下水道へ接続する計画です。まだ保育園が建設されておらず接続はしておりませんが、これから工事する予定で、下水道法第24条の制限行為許可が済んでおります。

以上で、詳細の箇所の説明を終わります。

続きまして、計画書の説明に移らせていただきます。

お手元の資料の5ページをごらんください。計画書の変更後の内容となっており、次のページの6ページ目に変更前・変更後の新旧対照表となっております。

変更部分を説明させていただきますと、大和川上流・宇陀川流域下水道（第1処理区）の関連公共下水道の処理区域が、6,234haから約6ha増加の6,240haに変更となります。これは、先ほど説明させていただきました下水道法24条の制限行為の許可による区域拡大となります。単独公共下水道の処理区域については、今回変更はありません。

後ろのページの7ページ、8ページ、9ページについては、拡大区域の箇所を示した新旧対照表を添付しております。

以上が奈良市公共下水道の変更案の内容であります。この都市計画の案につきまして、本年1月4日から1月18日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を実施いたしましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、奈良市公共下水道の変更案の説明を終了させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

会 長 ご説明ありがとうございました。できればページ数とインデックスをつけていただくと非常にわかりやすかったのですが、またよろしく願いいたします。

では、今説明いただいた変更案について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

大窪委員 私もちょうと理解できてないところがあるのですが、今回、下水道の接続のための一部市街化調整区域の編入ということになってはいますが、若干気になってくるのが、一部、特に特別養護老人ホームであるとかデイサービスセンターとか医療福祉の関係で、今回、ハザードマップを改めて見ていたのですが、一部洪水のリスクであったり、あるいは斜面崩壊のリスクであったりという可能性が少し見えるようなところもあります。例えばなんです、こちらの緑色の表示がされている計画図の5というところを見ていただきますと、ここは特別養護老人ホーム増築ということになってはいるのですが、地形的には、ちょっと土砂災害のハザードマップを重ねてみないとわからないのですが、斜面の安全性に問題がないのかなというのが一つ気になっています。これは既にできてし

まっているものなのでしょうか、建物が。すみません、ちょっとそこが詳しく理解できてないですけども。

事務局
大窪委員

既に接続はされております。

既に接続はされているのを都市計画的に認めていくという感じですね。そうか。なのでちょっと手遅れな部分もあるのかもしれないのですが、順番に気になるところだけ挙げていきますので、後ほどできればハザードマップとの突き合わせをしていただければと思っています。都市計画的な話になってくるかもしれないのですが、気になっているのは、まず5番目の特別養護老人ホーム増築が斜面のリスクがあるんじゃないかというのが1点です。これ、A3の審議会資料の3ページ目と4ページ目に表が載っていますので、それで、後でもいいんですけど確認いただきたいところだけ申し上げます。

あと、8番ですね。こちらも特別養護老人ホームになっているのですが、図を見ると付近に河川がありまして、洪積台地の可能性があつてですね、洪水がもし発生したら、そこに例えば都市計画的にこういった老人ホーム等を認めていった場合に、特に介護が必要となる老人の皆さんですので、避難に非常に困難を伴う可能性がありますので、そのあたりのリスクも考えた上で、今後どうしていくのかというのは改めて考える必要があるのではないかとということで、8番が洪水ですね。

あと、10番ですね。10番がデイサービスになっているのですが、こちらも付近に護岸整備はされているようですが河川があるのが、少し洪水のリスクが気になります。

あと、14番ですが、こちらも医療福祉の複合施設になっているんですけども、同様に付近に河川があるということで、洪水の確認をしていたきたいということと、あと15番目ですね。こちらも介護老人ホームですけども、近隣に河川があるというのが少し気になります。

あとは21番ですね。こちらも介護付き有料老人ホームの新築ということになっておりまして、若干北西方向への斜面崩壊のリスクが懸念される場所であります。このように、この場で申し上げるような内容ではないのかもしれないですが、今後都市計画的に下水道まで整備してこういった場所を認めていくというのに当たって、若干の配慮や考慮というのはされているのかどうかというのは非常に気になります。

以上は防災の視点からですけども、あとは、実は景観とか文化的な環境の保全という面で見えていきますと、26番ですね。これ、宮内庁の事務所の新築となっていますが、宮内庁だから大丈夫だとは思いますが、古墳ですね、八幡神社さんが隣接していらっしゃいます。なので、都市計画的に建設を認めていくに当たって、景観とか文化的な環境の保全というのも考慮に入れた上で計画が立っているのかなということは拝察するのですが、そのあたり少し懸念事項として一部上がってくるの

かなという気がしております。

同様に、古墳の近傍で、新しく施設が建っているものに対する接続という意味では、9番が社会福祉施設ということにはなっていますが、付近に古墳があるので、そのあたりの文化的環境や景観に対する配慮というのがなされているのかなというのが気になりましたので、散文的ではございますが、もし資料があればまた後ほど結構ですのでご確認いただいて、特に高齢者の方々に対する避難安全の問題というのは、将来に向けても大きな課題になる可能性がありますので、ハザードマップや想定被害区域との比較というのも。あわせて取り組んでいただければと思います。

会長 ありがとうございます。防災とか景観に関してのご意見でございますが、また何かまちづくり、都市計画の中で、今回は下水道事業の話ですけども、関連して何か市で今の時点で何かコメントはありますか。

事務局 大窪委員のご意見ですけれども、今おっしゃっていただいたような箇所、多くの老健施設とかデイサービス、そういったものは、この配置されているところを見ていただくとほぼ市街化調整区域ということになりますので、市街化調整区域の中に立地できる建築物ということで許認可させていただいております。その中で、周辺の状況とか確認申請、それから開発の許認可がございましたので、そういった許認可の際に一定の安全性、敷地の安全性等は確認させていただいているところかとは思いますが。

ただ、都市計画的に大きな視点でというご指摘かと思っておりますけれども、今後そういった視点も考えて、例えば都市計画マスタープランなど大きい計画的な中でその視点を考えていくべきことになるのか、具体的な建物に関しては許認可という形でさせていただいておりますので、それを許認可の条件の中に入れていけるのかどうかということ、現在の法制の中で認められているものとの整合性を図っていかないと、今すぐにごとというのは難しいのかなと思います。

それと、景観的なことにつきましては、同じような理由で、歴史的保存なり特別保存の区域に含まれている、宮内庁の項目は史跡などだと思いますので、そういったところで景観的なものの審査、景観課という課がございまして、そちらのほうで風致の規制なり色彩の規制なり、そういった形でさせていただいておりますので、一定の景観の配慮をした上で建築化させていただいているのかなというのが考えているところでございます。

大窪委員 特に宮内庁の項目については、現状、既に景観のエリアに入っているということで、そんなに大変背が高いものが建ったりはしないだろうなとは思いますが、やはり気になるのは、計画図の(10、14)というところを見ていただきますと、特に10の地区ですが、デイサービス

が新築される予定になっているのですけれども、14番のところも医療福祉施設の新築になっているのですが、実はこの河川のすぐ脇にはポンプ場があったりしまして、ということは、河川のレベルよりも低い場所になっている可能性がありまして、万一浸水した場合に排水が非常に困難な場所になる可能性があります。許認可する際にハザードマップとどう照らし合わせていくかというのは重要です。ハザードマップというのは、今の都市計画法上はあくまでも参考資料であって、法的根拠を設定しないとそこに建物を建てることを禁止できたりしないというところが一つの課題だとは思いますが、明らかにここは水面よりも多分下の地域になってしまって、そういった洪積台地の上にデイサービスと医療福祉施設が新築されるというのは、多分新築されているということになっていると思うのですが、今回の下水の話とはずれてくるかもしれないのですけれども、特に下水設置しますと、ご存じのように一部でゲリラ豪雨等によって逆流してマンホールから水が噴くような状況というのも見受けられますので、今回の視点とは少しずれるかもしれないですが、そういった懸念事項が既に見てとれますので、是非一度確認をしていただいて、今後の許認可の際に市としてどうしていくのかというのをぜひ検討いただければと思います。

会長
前迫委員

ご検討よろしくお願ひします。では前迫委員。

この下水道の計画そのものについて少し教えていただければと思うのですが、今のご質問にもあったように、この2,500分の1の地図は平成18年ぐらいにつくられたんですかね。現状を反映してないですよ。だから、実際建築されているのか、これからの予定なのかというのが少しわかりにくくて。

今のご指摘とも関連するのですが、この地図を見るとまだ山であったりとか、森かもしれませんが、田んぼであったりというところに計画されているというので、現状どうなのだろうということをお聞きしたかったですけれども。この番号の振り方は、申請順に振られているということなのかというところと、これから申請するとき、今もう建っていて接続もされているが、費用負担がこれからなので、どういうタイミングでこれが上がってくるか。という時系列というか、2018年度から実施するのか、費用負担が発生するものについて取りまとめて今審議しているのか、ちょっとその辺の手続きと言いますか、現状が地図に反映されていないので、どこまでの計画を今ここで審議しているのか、そもそも論的で申しわけないのですが、その辺を教えてくださいと思っています。

例えば今のホームの話も気になるのですが、これでいくと4ページ、前から4番目に16番、公衆トイレができる、公園の中の公衆トイレとなっているのですが、その形状からしても、田んぼと道路になるんで

すかね、そこにまたがった形でなっているので、計画が。どういう今状態なのかがわかりにくいとかがありまして、現在どうなんだろうとか、手続的にどういうタイミングでここに上がってくるのかとか、そのあたりの背景を少し補足して教えていただければと思います。

事務局 質問にお答えさせていただきます。

今29カ所上げさせていただいているのは、今回の事業期間が平成23年度から29年度、今年度末までの7年間の事業期間の間に24条申請という形で上げられた箇所を今回表記させていただいております。古いものと約7年前から、もう接続されている箇所もありまして、今現在26番と28番と29番については建築中ということでまだ接続は済んでおりませんが、それ以外については、全て接続は完了されております。

順番ですが、基本的には申請順、古いものの順番で今回計上いたしておりますので、比較的新しい26番、28番、29番はまだ建築が済んでおりませんので、接続はされておらないという形になっております。

前迫委員 では、古いものだと7年前に接続されているものは、もう費用負担も発生しているということですか。

事務局 はい。既に接続されて、料金も発生しております。

前迫委員 ということは、ここではどういうことを審議したらいいのでしょうか。

事務局 既に接続はされておりますが、現状としては、この詳細図でいきますと緑色の箇所が現状の処理区域となっております。今回29カ所の分についてはまだ処理区域とは都市計画決定されておられませんので、今回その部分についての拡大ということで、都市計画決定の審議していただきたいということで上げさせていただいております。

前迫委員 ということは、25まではもう既にどこかで審議、というか、この審議会でかつたのですか。

事務局 この審議会ではしておりません。前回させていただいたのが、平成22年度にこの詳細図でいうと緑色の箇所が認可区域という形で都市計画決定されております。この赤の部分については、まだ都市計画決定されておられませんので、今回審議していただくということで上げさせていただいております。

前迫委員 ということは、26と28と29は審議だけど、あとは報告なのでしょうか。

事務局 全て審議にはなっておりますが、ただ、実際の下水道の接続については、古いものと約7年前から接続がされておまして、それは県との協議の中で、事前に暫定的に接続してもいいよという形で許可はいただいております。

前迫委員 わかりました。その辺の仕組みはこれまでの行政的な慣例もあるので

今議論する事項ではないかと思えますけれども、では、なかなか地図って更新されないのが難しいと思うのですが、2,500分の1の地図はいつごろつくられた地図になりますか。

事務局

こちらの地図の基盤図でございますが、平成19年に奈良市の都市計画課でGIS、地図情報システムを導入したときに航空写真を撮り、それに基づいてつくったものでございます。

現在、もう10年近く経ちまして、かなり古くなっておりますけれども、奈良市全域で地図を見直すということは、結構な費用がかかりまして、予算要求もやっちはいるのですが更新には至っておりません。できる限り早い時期に見直していきたいとは思っておりますが、新しいものをいつも更新していかないと、外向きに見ていただくという意味からいうと、あまり古いものを使っているというのは確かに先生おっしゃるとおりなんですけども、以前でしたらインターネット等で見ていただけるような汎用性の高い地図というのがございませんでした。ですけど、インターネットでは民間の事業者さんが誰でも見られるような、更新されているものをお使いいただいておりますので、なかなか行政で新しいものを、詳しいものを即時性を持って更新というのは難しい状況でございます。

前迫委員

わかりました。諸事情あるというところはわかりますけれども、今回の件でいいますと、妥当性を検討するといってももう既に接続されているということで、これから26、28、29が妥当ですかと言われたときにも、10年前の地図をもとにやっているということで、特に下水道接続は基本的には良い方向だと思うし、どちらかといえば今何%ぐらい接続すべきところが接続できてなくて、あと何%頑張らなきゃいけないんだというか、これは促進していただく方向で、むしろ私たちは応援する方向に回らないといけないだろうとは思っているのですが、なかなか古い地図の中の情報で、もう走っているところもあると言われると、ちょっと審議の論点がわかりにくいかなというところもございましたのでお尋ねいたしました。

あと1点だけ。今後、まだ費用負担のことがあって、下水道を接続したいけども接続できてないところも多々あるのではないかと思いますので、そのあたり現状把握としては、計画としては7年なので、今審議したらまた7年後となりますから、7年後どうなってるかというところはなかなか難しいかもしれないのですが、現状でもう建っていて、接続はすべきけども接続できてない箇所は把握はされているのかどうか、ちょっと教えていただければと思います。お願いいたします。

事務局

今、現状で管は整備されているけれども接続されてない箇所については、今何%という形ではちょっと記録はしていませんが、その把握はしております。

あともう一点、補足させていただきますと、今29カ所挙げた箇所につきましては、当初説明させていただいた全体計画区域の中には入っておりまして、全体計画区域というのは、7年間ではありませんけれども将来的には全て計画区域に、処理区域に入れていくという方向性の箇所になっておりますので、この29カ所を今回新たに処理区域として入れることについては、方向性としては正しいのかなと思っております。

事務局

29の話ですけど、イメージ的に言いますと、もう大きな意味では広げるところはもうないですよ。もうほぼ100%。何が残っているかという、結局ここで出てくるみたいな小さなところがあって、200とか把握しているんですけど。私有地に住宅が建っていて、そこに引いてくれと。そこは10軒あれば10軒が合意をしてもらわないと引けない。要は、ある程度は費用負担もあったりするものですから。そういう費用負担の話が1軒でも反対があると引けないと。まとまるところやって引ける。そういうような感じで、今、200とかそういうレベルでずっと残っている。

ただ、その都市計画決定の細かい線引きの中では外れているのですが、もっと大きな目で見れば、この辺の中には入っているという地域が残っていると、そういう感じだと思います。

伊藤委員

すごく基本的なことなのですが、このA3の計画図2、500分の1で、1ページ目の(1、25)、見た目の話なのですが、これ、櫛本北第3、0.08haですね。25のほうが0.02haですが、4倍の広さに見えないんですよ。それと、4ページ目ですかね。4番と16番。4番が0.02ha、16が0.03ha、19が0.04haとなっています。これ、2と3と4の見た目の大きさがそういう割合になってないような気がします。あと、7ページ目ですかね。これも主観的ですが、11が0.01haで13が0.04ha。線の太さもあると思うのですが、どう見てもこれ4倍以上の面積に見えるのですが、これ、数字と囲っていただいている見た目の部分が本当に正確なのかなと思ってしまいますよね。このあたりはどうなのかなと思うのですが。

事務局

基本的にはわかりやすく、若干大き目に書いているところもありますので、全て正確かと言われるすと不正確な部分もありまして、面積の比率でいうとおかしいところもございまして、実際の面積につきましては正しいですが、表記についてはわかりやすく表記させていただいているというところがございます。申しわけありませんでした。

伊藤委員

ただ、ここは国都審という公の審議の場ですので、これ明らかに見た目が数字と乖離しているんじゃないかというふうに、私だけかもわかりませんが、もし他の方も思ったら、やはりこれは正確を期していただかないと。そしたら、なお一層このところを拡大していただいて、これ同じ縮尺の地図でしよう、全部。そうしたら、数字が間

違っているのか書いておられるエリアがおかしいのかと思ってしまいますよね。

事務局 先ほど言いましたようにわかりやすく表記させてもらったところがありますので、もう一度正確な図面につきましては、きっちり作成し直しさせていただきます。

伊藤委員 そうですね。やはり目で見ても指摘されるような資料ではなくて、どうか正確を期してお願いしたいなというふうに思いますので、どうか今後よろしくをお願いします。

川村委員 手続きのことでお尋ねします。基本的なことがよくわかっていないのでお尋ねするのですが、先ほどのお話では、平成23年から29年までの間に申請があったものについて今回審議にかけているということですが、既に接続されていて、古いものだと7年間続いているものについて現時点で審議にかけたというのは、もともとそういう予定だったのか、本来は事前につけなかつたといけなかつたものが何らかの事情でつけなかつたので今回それを追認するような形で審議にかけているのかというのが1点。

それと先ほどのご説明で、今後200カ所くらい、私有地でこれから所有者全員の合意が得られれば接続をしていくところがあるだろうとおっしゃったかと思うのですが、それらの申請があった場合について、審議はどうなるのかと。今回のように何年間かまとめて既に接続済みのものについて審議をするということになっていくのか、それとも今後は事前の審議ということになるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

事務局 通常、下水道の事業認可と申しますのが最長7年ということで決まっております。通常どんどん区域拡大しているときでしたら、7年間の予定計画エリアについてご審議いただいて、都市計画決定していくというのが通常でございます。ただ、現状におきましては、先ほど企業局長のほうからもありましたように、ほぼ全体計画の中でも整備可能なエリアにつきましては、事業認可区域ということでもう都市計画決定いただいております。

今回上がっておりますのは、もともと23年には整備計画には上がっておらなかったのですが、新たにそういう土地利用などが発生してきたということで、暫定的に接続を認めていたと。ただ、都市計画法上は位置づけがされておられませんので、都市計画法上の処理がなされていないという状況でございます。その7年間で事業期間が今年度で終わりますので、これから7年間というのは、今の時点では新規の計画はございません。ということで、暫定接続された部分のみという議案になってしまったということでございます。

事務局 要は、今の位置づけは暫定的につないでいる。県の流域下水道、処理

場側と話をし、計画にはないけれども暫定的につながしてもらっている。暫定的にという意味は、例えば都市計画で決まっていなものですから、下水道の受益者負担金とか、それから排水設備の、我々が管理しなければいけないような施設がもしあるとすれば、そういう引き渡しとかを受けられない。あくまでも暫定ですよということで今はやっている。それをこの今回の都市計画決定をいただければ、ちゃんとした都市計画法上に位置づけがあって、受益者負担金も正式にもらえる。今、実質的には別の形ではいただいているのですが、それをちゃんとした受益者負担金として位置づけをしていただける。あるいは、ちゃんとした公共が管理すべき施設は、ちゃんと市の管理施設として市の管理下に置くというようなことが可能になると。

7年間でやるものですから、少なくとも今までの管理で、今までやってきたことでいえば、非常に小さいものだから、7年ごとにはどっちみちやらなきゃいけないんで、そのタイミングでお話をしているというので、ひょっとしたら改善の必要があるのかもしれないですが、少なくとも今まではそういうふうに来てきたというところです。

川村委員 これまでのことについては、もう起こってしまったことですので仕方がないかと思いますが、今後のことについてお尋ねしたいのですが、今後も同様の申請が間違いなくあるわけで、それらについてどうされるご予定なのかと。今後のことについて、そもそも事前ではなくて事後に審議をするというものが果たして適正なのかどうか、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

会 長 今後出てきたものはいつの時点で審議するのかということですが。

津山 副市長 すみません。今、内部で調整をさせていただいて、私のほうからは、今、生産緑地は1年単位でまとめた報告なり審議案件として提出させていただいていますので、下水道もそのサイクルで審議できないかというのを今問いかけています。詳細についてももう少し検討したいということですので、できましたらもう少し検討をさせていただいて、ご報告をさせていただくということをお願いできませんでしょうか。

会 長 今そういうふうにご提案がありましたけど、先ほどの話で、23年から7年間で、今年度で終わるわけですよ。今後その下水道事業を推進していくのに、今の時点で一旦審議しておかないと進めないのかどうかということですが。

津山 副市長 7年というのはあんまりだということ。ただ、全部事前ということでは不可能ですので、そのサイクルをせめて生産緑地並みの1年にできたらなど。せめてそのぐらいにはできないかと今、公営企業部門には投げかけていますので。その方向で調整したいと思いますけど、今ここで返事をできる状況ではありませんので、また次の機会に報告をさせていただければと思うのですが。

事務局 川村委員 ご質問いただいた川村委員については、その辺どうお考えですか。
はい。今返事ができないというものを無理に返事しろというわけにはいきませんので、それはそれ、また検討をしていただくということではいいかと思います。ただ、また検討していただくという前提でこれを通していいかどうかというのはまた別の話で、何と云うのか、今後の改善が見込めないのであれば、私としてはこれをそのまま承認という意見にはならないということです。

会長 山本憲宥委員 ほかの委員の方で。はい、どうぞ。山本委員。
今、多くの質問あったように、ほぼ突然7年間のことが審議されて、3カ所除いてはもう既に接続済みで、話を聞かしていただいていると、おそらく行政の手続の中で、もう法的にも認められて接続ができていると。ただ、この場ではこの都市計画の計画変更について承認いただきたいということかなと思っています。

先ほど副市長が述べられたように、7年間に長いので終わったことを今認めろととられかねないので、サイクル短くするとか、その辺の答えを早い段階でいただきたいなと思います。

そのすみ分けができていないから、こういった疑問が出てきているんじゃないかと思うので、そのあたり、手続きとして行われていて、極端に言うところバツを出したからそれを、接続したものを外しなさいというようなことにはならないと思うので、そのあたりしっかり説明いただけたらなと思います。

その上で、先ほど公営企業管理者のほうから、茶色の破線ですね。基本的には全体の計画区域内でのことなのでと最初の発言があったと思うのですが、ちょっと1点聞かせていただきたいんですけども、この計画区域外から接続することがあった場合には、行政の手続きとしてはどういう段階を踏むことになるのか。そして、最終的にこの審議会に上がってくるのかという、この流れを教えてくださいなと思います。

事務局 今おっしゃっているのは、今回審議いただいているのは全体計画区域に入っていないということで、それを認可から外れていたもので暫定的に受け取って、今そこに認可をかぶせていっているような状況で、それは、例えば全体計画区域からも外れているところでそういう申し入れがあった場合は全体計画区域の変更ということになってまいりまして、全体計画区域につきましては県のほうで設定していただくのですが、市としては当然審議会に諮らせていただいて、そういう区域拡大していった上で認めていくという方向になりますので、暫定であっても認めるということにはなりません。

山本憲宥委員 では、確認ですけど、そういう場合の接続に関しては、今のように先に接続を許可するのではなくて、必ず申請があった場合に、市、今は企業局になりますよね。そちらで受け取った上で、必ずこの都市計画の変

更、要はこの審議会を開かないと接続ができないということで間違いはないですか。

事務局

まず、全体計画区域をその申請あった箇所についても広げないといけませんので、その全体計画区域は基本、県と協議させていただいて決めさせてもらうのですが、市単独で決めることではありませんで、まず全体計画区域を広げるということをしなないといけません。それは、基本的には短いスパンではなくて、通常でいくと、この間県に確認させていただきましたら、平成47年が次回の全体計画区域の見直しの時期となる、通常でいくと、ということですが。ですので、申請があったからすぐ次の年に全体計画区域をすぐ広げるというのは、通常はあまりあるパターンではないです。ただし、そのケースによって全体計画区域というのは、県との協議によって広げることは可能ではありますが。

その後、うちの処理区域、認可区域についてはうちの都市計画で審議させていただいて、流入させていただくという形になります。

山本憲宥
委員

ちょっと待ってください。今聞きたかったのが、計画区域外から接続をするという申請が来たときに、要は何を経て接続ができるのか。今みたいに企業局で受けられただけ、24条申請をオーケー出ただけでつなげるのか。じゃないですね。必ずこの区域変更が要るから、この審議会を開いて、ここでオーケーが出ないと接続ができない。だから、できる、できないだけ教えてください。

事務局

できません。あの……

山本憲宥
委員

いや、それだけ聞きたかった。だから、ここでオーケーが出ないと接続ができないということ。わかりました。それだけ聞きたかっただけです。

事務局

いいですか、すみません。全体計画というものと都市計画に基づいて事業認可区域というものと二重にあります。それで、今この都市計画決定いただいている認可区域という、この外側でやるものは、全体計画の中に今入っていれば、ある程度の負担金をいただくなどして暫定的につないで、こういう位置づけ、認可を広げる、こういう感じ……

山本憲宥
委員

すみません、はっきりしていただきたいんですけど、区域外のことなんで、要は今みたいにこの都市計画決定の変更手続として案件が上がってくる場合、要はつなげてしまうのかつなげられないのか、もうここだけなんです。

会 長

山本委員のご質問は、この図面の茶色の点線、一番外側のエリアの入ってないところからつなげるのかという話なので。それはできないというご回答だったと思うのですが。

事務局

広いほうの区域とおっしゃったんですか。

会 長

そうです。図面では茶色の点線の、全体計画区域とおっしゃってるので、そこから外れたところはだめでしょう。

事務局 今のこの色のついているところは事業認可区域内なんですよね。一番外側の茶色の破線が全体計画の区域決定で、それの中であれば今暫定的に認めて、後でいう……

会 長 今は、その外の話です。

事務局 外の場合はだめということです。

山本憲宥 仮に茶色の外から接続をさせてほしいという事業所があったとして、それを接続するのかわからないのかというのは、判断は企業局だと思うのですが、そうなってくると全体のこの茶色の破線のエリアが外に広がることになるので、普通に考えたらこの審議会で審議が要らと思うんです。先にエリアを広げないといけないからね。でも、それを今みたいに事業として認めたら先に接続できるんですよとなってきたら、ちょっと話が変わってくると思うんです。

山本憲宥 一番外側の茶色の線がありますよね。東部方面、これ農業集落排水であったりするのが入ってないけども、この外から接続したいという申請が上がったときに、要は、まず先にエリアを広げないと接続ができないのか、それとも先に受け取られて、先に接続しておいて後からつなげる、要はどちらが先かだけはっきり答え聞かせてほしいです。

事務局 エリアを広げてからということになります。

山本憲宥 わかりました。それだけ確認させていただきました。もしも区域外から接続をする申請があったとしても、必ずエリアを広げる。だから、この審議会を経ないと接続はできない。

事務局 接続は即は認められないですけど、下水の全体計画区域を広げるのはこの会議とは別で県との協議になります。ただ、大きな事案になりますので、そのような時は当然こちらの審議会に諮らせていただきたいと考えております。

山本憲宥 わかりました。必ずこの審議会を開催した上の接続になるということですね。ここが飛ばされることはないということ。

会 長 都市計画の変更だから、この審議会に諮らないといけないと思いますけど。まだ答えは検討しないとイケないですか。いろいろご協議されているみたいですけど、全体区域の変更についてはこの審議会の審議事項になるんですか、ならないんですか。

事務局 ならないということで。ただ、今回諮らせていただいている分につきましては、もうほぼ隣接、今の認可区域に隣接しているエリアでございまして、軽微な、もうほとんど、ほとんどというかも隣接しているエリアでございまして、それは全体計画エリアを増やして入れてくるということになれば、かなり大規模なものが想定されますのでね。

会 長 いや、なかなか理解がお互いできてないみたいですけど、この審議会の審議事項となるのは事業認可区域であって、全体計画区域ではないんですか。とすると、さっきの答えは違ってきますよね。

津山 副市長 私の理解の範囲の中であれですけど、山本委員おっしゃるように、計画区域外というのは絶対つながらない。それは、計画区域は県で決める範囲の話ですので、この審議会の対象外ですので、県で決めるということになっていると思います。したがって、計画区域が広がらない限り暫定的につなぐということもあり得ない、それは間違いないと思います。ただ、県が区域を広げた後、計画区域内に入ってしまうと、先ほど言いましたように暫定的なつなぎというのはあり得るということも先ほどの例からいうと考えられると思います。

ただ、先ほどもお話しさせていただいたように、多分そこでやる場合というのは、先ほど部長からも言いますように大きな話だと思いますし、先ほどお話しさせていただいたサイクル、審議会へかけさせていただくサイクルの話もありますので、そのあたりは、もしその大きな話になったら、先ほどのようにもう暫定的にやりますというような事後ばかりではなく、事前にこの審議会を早急でもさせていただきたいなどは今思っております。それと先ほどのサイクルの話とをあわせながら、改めて検討して、お答えをさせていただきたいと思います。

少なくとも、山本委員おっしゃる、計画区域外にあるものを暫定的につなぐということは、とりあえずは絶対ないということのお答えをさせていただきたいと思います。

会 長 それでは了解いただけますか。

あと、川村委員の質問に戻りますけども、サイクルのことがはっきりしないと今回のこれは認められないと。何年、1年にするか2年にするかなんですけども、サイクルを短縮するかということは約束いただけるんですか。

事務局 毎年。そういうタイミングでやるようにしたいと思います。

会 長 お約束いただけますか。

事務局 はい。そういうことで。

会 長 川村委員、1年ごとにやるということで。もし何か質問あれば。

川村委員 先ほどからの事務局のお話をお聞きしていますと、この審議会の役割とか、あるいは本来しなければならない手続きがどういう手続きなのかということが全くわからなくなってきました、それで果たしていいのだろうかという気がしております。

会 長 今、おそらく川村委員は、事後処理みたいなことでいいのかということですね。

事務局 すみません、企業局でありこの審議会に案件をかけた経験が、7年サイクルということでしたので、今ないので、すぐに一つ一つのご質問にすぐお答えできなくて非常に申しわけないなという状況になっています。

確かに毎年という形もとれるかと思うのですが、あまり短いサイクル

にしましても、先ほど話出たような全体区域を見直すような何か特殊な案件というか、そういうのが出てこない場合は、今の7年間の事業計画の中で区域の拡大の変更が、机の上に置かせていただいた地図の色のついていて、いろんな小さい分区という形でついてはいますが、この分区が広がらない場合は、毎年ご審議をかけさせていただき内容が今回のように暫定的に流域に加わっていただいているもの、処理させていただいているものを、小さい面積ですけれども区域の変更をかけさせていただくような形になるかと思えます。

そこが1年なのか2年なのかというのがちょっと検討になるかと思うんですけども。

事務局

私の意見ということで、今も申しましたように、7年ごとの事業計画を見直しということで、通常でしたら、どんどん事業やっているときというのは、今言う認可区域を拡大していくことについて、投資効率とかの議論もございましょうし、いろいろ利害関係も発生してまいりますんで、そういうのを審議していただくというのがこの場であろうと考えております。ただ、そういう区域拡大が、もう普及率90%を超えてまいりまして、ほとんどもう全部入ってしまっていますので、新たに出てくるところといえば新たに開発されたところ、そういうところがぼつりぼつりと出てくるような状態でございます。

だから、そういう意味で、都市計画決定という手続きの中で、事業認可という都市計画法上のものを連動して行ってまいりまして、それとまた連動して下水道法上の事業計画、従前は認可だったんですけど今は計画、認可等々の手続きを経て、計画人口の見直しであるとか県単位の見直し、全てを含めた見直しを行って計画変更していくという手続きでございます。そういう意味合いで、その事業期間というのはまだ7年が最長ということで決められておいて、そのぐらいのサイクルで見直していこうという、これはもう全国的な方向でございます。

だから、それを今のエリアのみであれば1年、そういうほかの議題があつて入れてもらえばご審議いただけると思うんですけども、それに伴う事業計画も全て見直すというようなことでございますので、そうなってまいりますとなかなか対応が難しいような状況でございます。私の個人的な意見になってしまうかわからないんですけども、そういうふうにご覧いただくとおるところでございます。

会長
前迫委員

どうでしょうかね。手続のいろいろ問題がありますけど。

下水道整備を進めておられる現場の立場からだと、なかなか手続きと現場の齟齬のようなものに対して日々ご苦労されている様子が何となくわかるんですけども、先ほど大窪委員からもあつたように、もう今接続されているけど実は災害リスクの可能性もあるよねとか、これまでは幸い何事もなかったのではよかったかなとは思いますが、これか

らそういう災害に対しても、この下水道というのはある種大きな役割もあるし、この委員会としても、ここに小規模であるけども、でもホームとかいわゆる避難ということを慎重に考えないといけない人たちを受け入れる施設をどういうふうに都市計画の中で考えていくかというのも重要な案件に今後はなっていくだろうと思います。

そういう現場の柔軟な対応とここでの審議ということの双方の重要性があると思いますので、この審議会をこれまでのように書類上というか、現実動いていると。それで書類を整えるためにご審議よろしくという形ではなく、生きた形で運用をしていただければ、委員の立場から言うとてもありがたいと思っておりますので、今すぐの答えが出にくい様子というか、現場で動いている方とここの少し時間的なタイムラグがあることの苦悩というか、そういうのもわかりますけども、より良い形で奈良市内の都市計画をやっていく上では、やはり災害であるとか景観であるとかということが大きな課題になってくるので、そこもご勘案の上よろしくお願ひしたいと思っております。

会 長 今、前迫委員のご意見もありましたけど、実際に日々動いていることですので、要は適正というか、下水道に接続することについて、一定の要件を満たしていれば進めていただいて、1件ずつその都度審議するのはまずこれ効率的ではないので、今回のケースは多分もう、今災害、防災の問題もありましたけれども、現在、ほとんどのところは現在区域の隣接するところをつないでいるというところで、下水道を利用する実態に即したような変更であるということですから、これが大きな問題であればここはきちっとこの審議会で議論しないといけませんけれども、一定の適切だと思われるような接続に伴って区域が広がっていく、この処理区域が広がっていくことについては、ある程度まとまった段階で、7年はちょっと長過ぎるかもしれませんが、この審議会に諮って認めていくというやり方のほうが現実的かなと思うのですが。

いろいろご意見があるかと思いますが、皆さんさえよければ本日の変更案についてそろそろ決をとりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ご異論ありますか。よろしいですか。

では、さまざまなご意見あるかと思いますが、この市の決定事項であります大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）の奈良市公共下水道の変更（案）について、お諮りしたいと思います。

原案どおり変更することで賛成いただく方、挙手お願いいたします。
(挙手)

会 長 全員賛成でございますので、原案どおり可決とさせていただきますと思います。

その他、あと何かございますか。

大窪委員 小さなことなので最後にとったんですけど、これ多分7年分をまと

めて3ページ、4ページの表に載っているのですが、区域拡大箇所の地番も認可当初の地番になっているのでしょうか。

というのも、例えば5番は奈良市大和田町2227-1というところに、今梅花苑さんが建っていますが、地番だけ見ると226になっていたりとか、あと14番も奈良市石木町の799となっていますが、今エリシオンさんが建っているところは800になっていたりするので、地番が違っているのが気になります。

今後資料として非常に大事な根拠になるとすれば、そのあたりも最新の地番に合わせて示すように、地図と合わせてしていただくように。

事務局 すみません。この拡大区域の地番ですが、これは申請の段階での地番になっておりますので、現在の地番とは異なる地番になっております。

大窪委員 では、前の地番のままでよいのですかね、これは。

山本憲宥 おそらくですよ、増築をされて、そこに新たに下水をつなぎたいということだと思うので、違う地番でもおかしくないと思います。そういうことですよ。増築された地番が、今5番だったら6-1ということじゃないのですかね。増築をするから、そこに下水道をつなぎたいという。

大窪委員 増築のケースもあるんですけど。新築も地番が変わっている部分があるので。

会 長 いずれにしても、それはきちっと地番と区域とを合わせて今後資料を提出していただければと思います。

あと、細かい資料のこともありますけれども、やっぱり大窪委員からご意見ありました防災とか景観とかに影響するような場合は、そのあたりも配慮して説明いただければと思います。

事務局 すみません。議事の途中で伊藤委員からご指摘ありました図面の区域と面積に齟齬がございますので、見直ししたものを作成させていただきます。後日委員の皆様方にお届けさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。申しわけございませんでした。

会 長 それでは、委員の皆様には長時間にわたりまして熱心に議論いただきまして、ありがとうございました。

これもちまして、第113回の奈良国際文化観光都市建設審議会、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会

事務局 伊藤会長をはじめ、委員の皆様方、長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。以上を持ちまして本日の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

資 料 【資料1】大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）奈良市公共下水道の変更（案）について（市決定）

【資料2】奈良市公共下水道計画図（汚水）

【資料3】【資料2】拡大図

【資料4】次第

【資料5】審議会委員名簿

【資料6】座席表